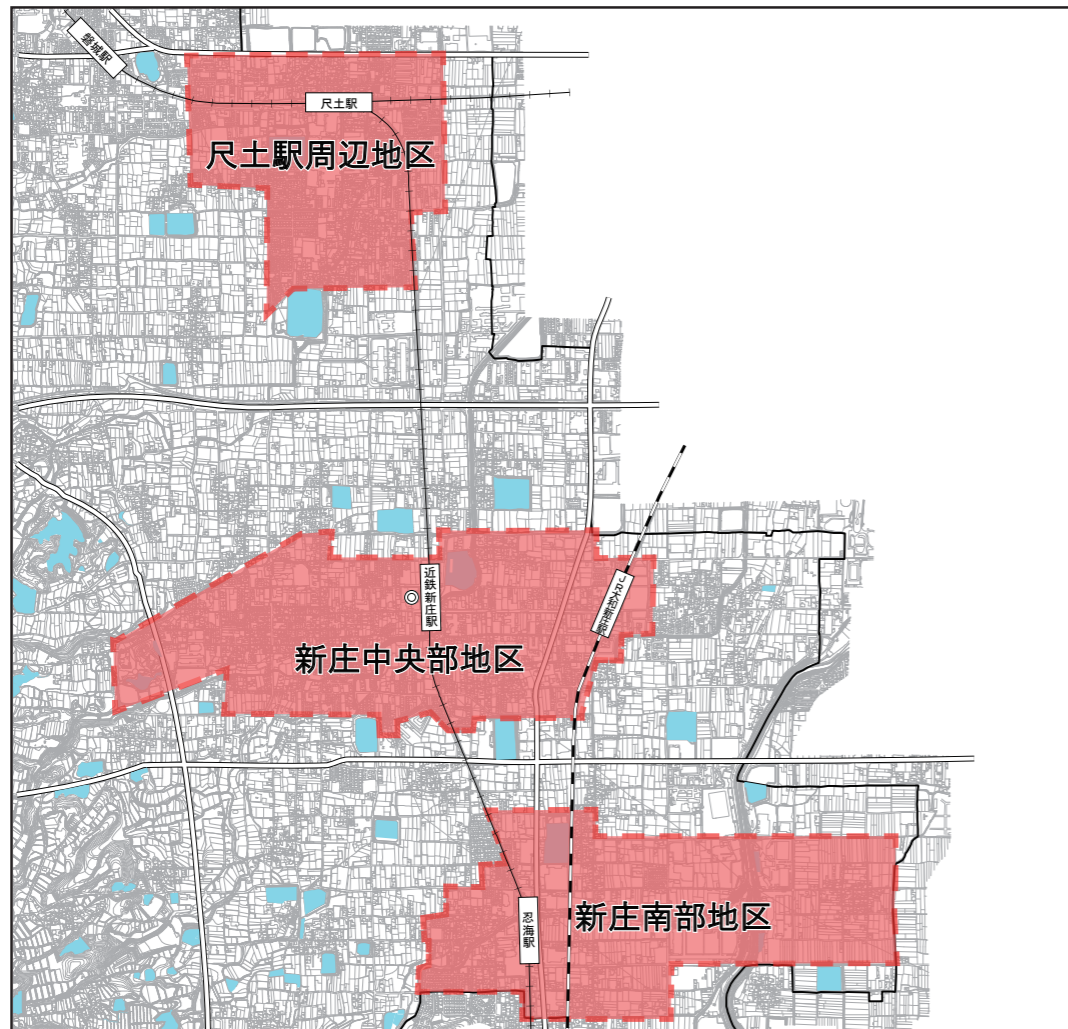


■ 緑化重点地区

緑化重点地区は、計画の目標を先導して具体化するため、一定地区を設定し緑化推進のモデルとするものです。本計画において、選定した3つの地区では、緑地の整備、都市緑化等について重点的な推進を検討していきます。



- 尺土駅周辺地区の整備方針
市の玄関口として都市景観の形成を重点的に推進
- 新庄中央部地区の整備方針
本市のシンボル地区となるよう更なる都市緑化を重点的に推進
- 新庄南部地区の整備方針
住宅地内部や工業地外周の集落地において、防災機能を担う緑地の整備を重点的に推進

■ 計画推進の方針

計画の実効性を高めるため、市民、事業者、行政といった各主体が連携し、専門家の助言や指導のもとで、緑のまちづくりに取り組むことができる推進体制の構築を検討していきます。
また、本計画の推進にあたっては、PDCA サイクルによる進行管理により、本計画に示した取り組み (PLAN) を、目標年度に向けて計画的に実施 (DO) し、概ね5年を目途に進捗状況や目標達成状況、大字要望等を把握・評価 (CHECK) して、改善・見直し (ACTION) を行います。

葛城市緑の基本計画【概要版】

■ 計画改定の背景

本市では、現行の緑の基本計画の策定から概ね10年が経過し、目標年度である平成30年度を迎えました。
「緑」は、私たちが潤いのある良好な都市環境の中で、健康で快適な暮らしを送るために必要不可欠な都市基盤・社会資産です。
近年、金剛葛城山系における自然環境保全や金剛葛城山系の山麓部での景観保全、自然災害の影響による安全・安心のまちづくりなどの観点から、緑に関する市民意識が高まっています。
また、公園緑地等については、少子高齢化やライフスタイルの変化によって多様化する市民ニーズに適応し、人々の豊かな暮らしをいかに実現していくかが重要となり、既存の公園の維持管理や更新のあり方を見直していく必要があります。
さらに、総合計画や都市計画マスタープラン等の上位計画・関連計画が策定・改定される中で、上位計画等に対応した計画の見直しが必要となるとともに、都市農業振興基本法の制定、都市緑地法、都市公園法、生産緑地法等が改正されるなど、緑を取巻く法制度も時代に合わせて変化しています。
これらの背景を踏まえ、これからの時代に即した緑の基本計画として改定を行います。

■ 計画の目標年度

本計画の目標年度は、10年後の令和10(2028)年度とします。
なお、緑を取巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、見直しの必要性が生じた場合は、適宜見直しを行います。

年度	平成27年度 (2015年度)	平成31/令和元年度 (2019年度)	令和10年度 (2028年度)
緑の基本計画	前回計画	計画期間(令和元年度~令和10年度)10年間	
総合計画	前回計画	計画期間(平成29年度~令和8年度)10年間	次期計画
都市計画 マスタープラン	前回計画	計画期間(平成29年度~令和8年度)10年間	次期計画

■ 計画の対象区域

対象区域は、市全域(3,372ha)とします。

■ 緑の定義

「緑」は、樹木や草花等の植物のみを意味するのではなく、樹林地、農地、水辺地やその他樹木、草花などの自然的環境を有する土地及び空間とします。

■ 計画の基本理念

上位計画で推進するまちづくりを、市民、事業者、行政が一体となった緑のまちづくりから支えることを目指します。

基本理念

「豊かな自然と歴史をみんなで守り
未来へつなぐ緑のまちづくり」

■ 緑の将来像

基本理念である『豊かな自然と歴史をみんなで守り 未来へつなぐ緑のまちづくり』を推進するうえで、目指すべき将来のまちのイメージを緑の将来像として表します。

● 緑の骨格

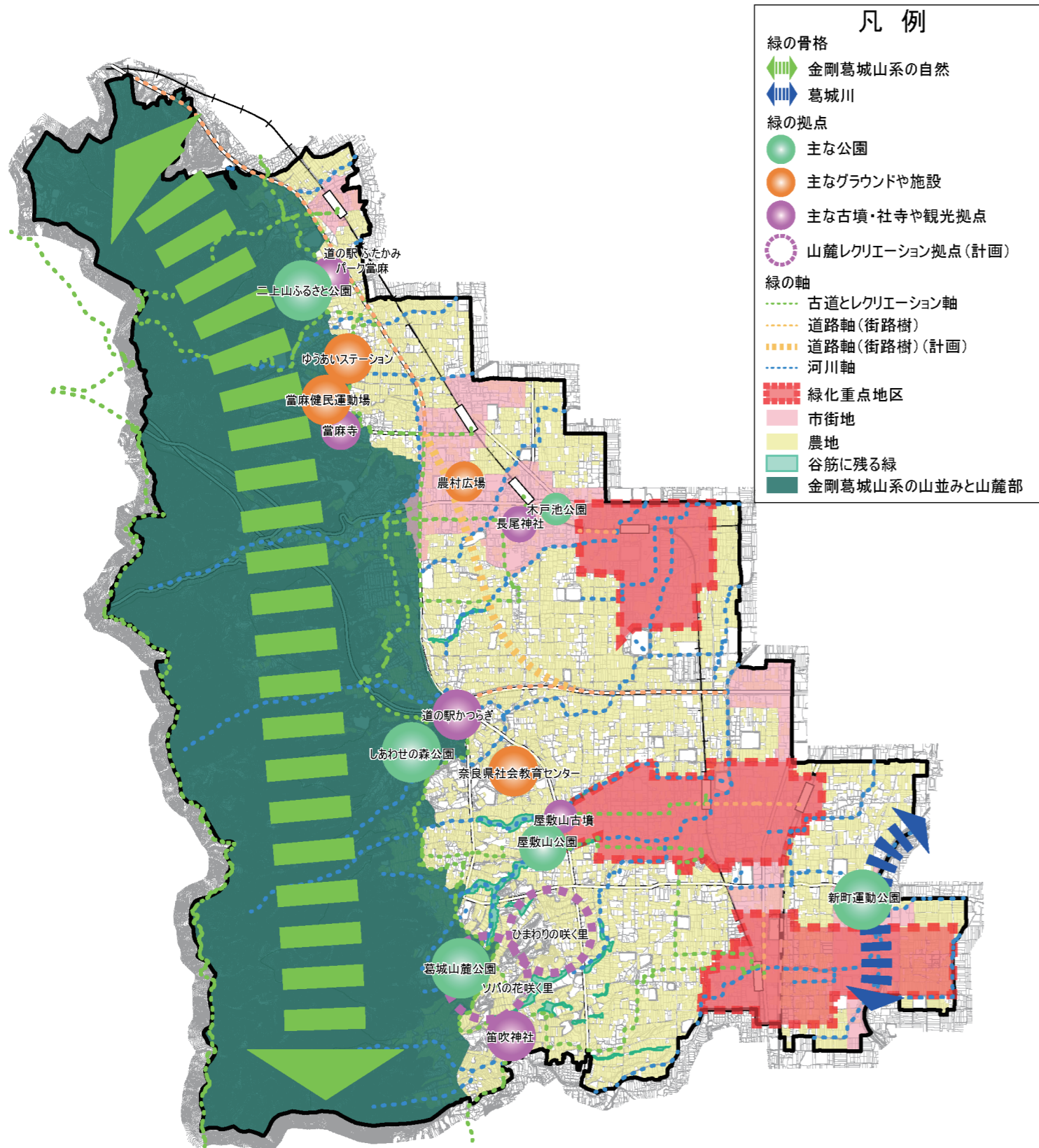
持続可能な生態系の維持や都市環境の構築・改善等に寄与する緑の重要な基盤

● 緑の拠点

身近な緑や水とふれあえる地域の拠点であり、自然環境や生態系の拠点ともなる場

● 緑の軸

市内の一体的な緑のつながりであり、「緑の骨格」や「緑の拠点」をつなぐネットワーク



■ 計画の基本方針及び目標

基本理念に基づき、緑の将来像を実現するために、本市の取り組みの基本方針を5つ設定します。また、基本理念・基本方針に基づく、施策の推進に当たり、その効果を市民が実感できる目標及び指標を設定します。

基本方針① 豊かな自然を支える緑の骨格を守る

- 樹林地の保全
- 水辺の保全
- 農地の保全

目標① 豊かな自然を後世に残していく

【指標】市域全体を被っている緑(樹林・樹木)の割合

現 状	目 標	令和 10(2028) 年度
43.9%	⇒	概ね 44%

指標の定義：樹林・樹木により被われた土地の面積が、市域全体に占める割合

基本方針② 暮らしに潤いをもたらす身近な緑を育む

- 民有地の緑化
- 道路の緑化
- 市街地の農地の保全
- 河川の緑化

目標② 市街地の身近で貴重な緑を守る

【指標】市街地における永続性のある緑(緑地)の割合

現 状	目 標	令和 10(2028) 年度
13.9%	⇒	概ね 14%

指標の定義：都市公園等の整備または土地利用規制により確保される緑地の合計面積が、将来市街地に占める割合

基本方針③ 安全・安心で快適な緑の拠点をつくる

- 公園緑地の整備
- 公共公益施設の緑化

目標③ 市民のニーズに適応した公園を充実させる

【指標1】市民一人当たりの公園(都市公園+その他の公園)面積

現 状	目 標	令和 10(2028) 年度
15.4 m ² /人	⇒	概ね 16 m ² /人

指標の定義：市域全体における都市公園とその他の公園の合計面積について、市民一人当たりが占める面積

【指標2】公園の整備・リニューアル箇所数

現 状	目 標	令和 10(2028) 年度
8 箇所	⇒	11 箇所

指標の定義：市内の公園において、令和元年度以降に整備・リニューアルする箇所数

基本方針④ 葛城の歴史や風格を支え、魅力あふれる緑の空間づくり

- 歴史・文化遺産の保全
- 歴史的街道の整備

目標④ 魅力の向上と新たな価値を創造する緑をつくる

【指標】自然や農地を活用した山麓部における観光拠点の箇所数

現 状	目 標	令和 10(2028) 年度
1 箇所	⇒	3 箇所

指標の定義：令和元年度以降に整備される自然や農地を活用した山麓部における観光拠点の箇所数

基本方針⑤ 市民とともに育む緑のまちづくり

- 市民参加・協力推進
- 緑の啓発活動
- 緑の顕彰制度

目標⑤ 市民とともに緑を育むための基盤を強化する

【指標】緑のまちづくり活動に参加する参加団体数

現 状	目 標	令和 10(2028) 年度
23 団体	⇒	23 団体

指標の定義：参加団体は、大和川や公園等の清掃・維持管理活動に参加している自治会やNPO法人、民間企業等